

放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準（案）

平成26年6月24日
子ども・子育て会議資料
青少年課

1. 新制度における放課後児童健全育成事業について

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、市町村に子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務が課されており、本市の放課後児童会もその一つとして位置付けられた。(放課後児童健全育成事業がこれに当たる。)

また、平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなったほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた。

国の定める基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」について検討し、市町村が条例を策定する。

現在、習志野市では、習志野市放課後児童健全育成事業条例に基づき、市内21か所で実施している。

《参考》

《従うべき基準と参酌すべき基準》

| | 従うべき基準 | 参酌すべき基準 |
|-------------|---|---|
| 意味 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの | 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの |
| 異なるものを定める場合 | 従うべき基準の範囲内であることについて説明責任がある。 基準の範囲を超える場合は、違法となる。 | 参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる。 |

※基準の策定にあたり本市の考え方

①従うべき基準は原則、国に従う。

ただし、最低基準とされているため、上回る基準を定めることも可能。

②参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

③従うべき基準のうち、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

2. 習志野市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

※従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

| 項目 | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準（案） | 本市の考え方 |
|---------------|--|----|----------|----------------------------|
| 一般原則 | <p>①小学校就学児童のうち保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭や地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>②事業者は、利用者の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。</p> <p>③事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者・地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>④事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>⑤場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 非常災害対策 | <p>①事業者は、軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</p> <p>②訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 職員の一般的要件 | 利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 職員の知識及び技能の向上等 | <p>①職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>②事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| 項目 | | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準(案) | 本市の考え方 |
|----------|------|--|----|----------|----------------------------|
| 設備 基準 | 専用区画 | 事業所には、「遊び及び生活の場としての機能」と「静養するための機能」を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | 面積 | 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 m ² 以上でなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | その他 | ①専用区画並びに設備及び備品等は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 ②専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| 項目 | | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準（案） | 本市の考え方 |
|----|---------|---|----|----------|----------------------------|
| 職員 | 職員数 | 職員（放課後児童支援員）は、支援の単位ごとに2人以上配置し、うち1人は補助員とすることができる。 ※補助員とは、放課後児童支援員が行う支援を補助する者をいう。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | 従事者 | 放課後児童支援員は、以下のいずれかに該当する者であり、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校等を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者 ⑤大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業生等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | 職員の経過措置 | 施行の日から平成32年3月31日までの間、「従事者」に関する基準中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| 項目 | | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準(案) | 本市の考え方 |
|---------------|----------|---|----|----------|----------------------------|
| 職員 | 児童の集団の規模 | 支援の単位は、事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているものをいい、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | 専任の例外 | 支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所で、支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合を除く。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 利用者を平等に取り扱う原則 | | 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 虐待等の禁止 | | 職員は、利用者に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| 項目 | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準（案） | 本市の考え方 |
|-------|--|----|----------------------|---|
| 衛生管理等 | <p>①事業者は、利用者の使用する設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>③事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備え、適正な管理を行わなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 運営規程 | <p>事業所ごとに、次の事業運営上の重要事項について規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③開所している日及び時間</p> <p>④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>⑤利用定員</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p> <p>⑦事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項 （追加）⑪習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項</p> <p>⑫その他事業の運営に関する重要事項</p> | 参 | ⑪を加える。 それ以外は、国に従う | 習志野市暴力団排除条例の趣旨に従うほかは、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 帳簿 | 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない |

| 項目 | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準（案） | 本市の考え方 |
|----------|--|----|----------|----------------------------|
| 秘密保持等 | <p>①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>②職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 苦情への対応 | <p>①行った支援に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>③社会福祉法に定める運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 開所時間及び日数 | <p>①開所時間について次の区分に応じて、それぞれに定める時間以上を原則として、その地域の児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</p> <p>ア：小学校の授業の休業日 8時間/日</p> <p>イ：小学校の授業の休業日以外 3時間/日</p> <p>②開所する日数は原則250日以上/年とし、その地域の児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 保護者との連絡 | 常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない |

| 項目 | 国の示す基準 | 区分 | 本市の基準（案） | 本市の考え方 |
|----------|---|----|----------------------|--|
| 関係機関との連携 | 事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない |
| 事故発生時の対応 | <p>①事業者は、利用者に対する支援の提供により、事故が発生した場合、速やかに、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（追加）②事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、改善策を含めた事故の処理結果を市へ報告しなければならない。</p> <p>③事業者は、利用者に対する支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> | 参 | ②を加える。 それ以外は、国に従う | 事故の処理結果について記録及び報告の義務を課すことで、事業者との連携・協力体制の充実を図る。 |